不処罰と闘う必要性を尊重しつつ、包含的かつ効果的な武装解除、動員解除及び再統合プロセス（ＤＤＲ）並びに外国の戦闘員の場合は本国帰還（ＤＤＲＲ）の必要性を想起し、

中央アフリカ共和国において不処罰を終わらせ、国際人道法に違反し人権を侵害した者に正当な裁きを受けさせる必要性を強調し、この関連で、国家の説明責任メカニズムを喚起する必要性を強調し、

決議第二千百十七号（二千十三年）を想起し、小型武器の違法な移転、不安定化を招く蓄積及び誤用から生じる中央アフリカ共和国の平和と安全に対する脅威に重大な懸念を表明し、

ＢＩＮＵＣＡの一部として中央アフリカ共和国に警護ユニットを展開するとの事務総長の意図に関する二千十三年十月二十九日付けの安保理議長の書簡を想起し、

欧州連合（ＥＵ）の中央アフリカ共和国に対する強い関与、特に二千十三年十月二十日及び二千十三年十二月十六日の外務理事会の結論及びアフリカ平和ファシリティの枠組みの中でＭＩＳＣＡの展開に資金的に貢献するというＥＵの決定を歓迎し、

人権理事会が特別会合を開催したことを歓迎し、中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家の任命を評価の意を持って留意し、

二千十四年一月二十日にブリュッセルで開催された、中央アフリカ共和国の人道活動に関するハイレベル会合で行われた約束を歓迎し、国際社会に対し、中央アフリカ共和国の人道状況に対応するために支援を供与し続けるとの約束に迅速に従うことを奨励し、

二千十四年一月二十日に開催された欧州連合理事会の会合で表明されたとおり、欧州連合が中央アフリカ共和国においてＭＩＳＣＡを支援するために一時的な軍事行動を行うことを検討する用意があることを歓迎し、二千十四年一月二十一日付けの欧州連合上級代表からの書簡に留意し、

欧州連合による軍事行動の展開を承認する二千十四年一月二十二日付けの中央アフリカ共和国暫定当局からの書簡に留意し、

中央アフリカ共和国の事態が地域における国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを決定し、

国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所（ＢＩＮＵＣＡ）任務

1. ＢＩＮＵＣＡの任務を二千十五年一月三十一日まで延長することを決定する。

2. ＢＩＮＵＣＡの任務を以下のとおり強化及び更新することを決定する。

(a) 移行プロセスの実施に対する支援

―中央アフリカ、地域及び国際的な全ての利害関係者の間の定期的な意思疎通を特定し、促進し及び調整し、現在進行中の政治プロセス、暫定組織及び当局並びにそれらの実施メカニズムに対する戦略的な助言、技術支援及び支持を提供することにより、憲法秩序の再構築及びリーブルビル合意の実施を促進すること。

―暫定当局、関連する利害関係者、地域的な主体及び国際社会と協力して、政治的な移行プロセスを設置及び促進し、プロセスに対する技術的支援を提供するに当たり、主導的な役割を果たすこと。

―関連する暫定当局及び関連する地域組織と協力し、宗教間の対話及び真実和解メカニズムを通じたものを含め、国及び地方のレベルで和解努力を支援すること。

―暫定当局を支持し、国家選挙当局と緊急に協力し、女性の効果的な参加を含め、可能な限り早期に、ただし二千十五年二月までに、可能な場合は二千十四年後半に、自由で公正な選挙を行うために全ての必要な措置をとること。この中には、選挙プロセスのための資金的、技術的及び実施上の必要性に関する緊急の分析の提供を含む。

(b) 紛争予防及び人道支援に対する支持

―紛争を予測し、予防し、緩和し及び解決するとともに、人道支援に関する国連の指導原則に従って、安全な、文民主導の人道支援の提供を促進するためのあっせん、信頼醸成及び促進を行うこと。

―人道支援の調整を補助すること。

(c) 国家権限の延長

―国家の全ての領域において国家権限の迅速な回復を促進及び支援すること。

―基本的な政府機能を果たすための能力を強化し中央アフリカの人々に基本的なサービスを届けるために、技術支援を通じたものを含め、中央アフリカ共和国の政府機関を支援すること。

(d) 治安状況安定化のための支援

―治安部門統治及び改革（ＳＳＲ）、法の支配（警察、司法及び矯正を含む。）、武装集団に関連する全ての児童を含む戦闘員の武装解除・動員解除・再統合（ＤＤＲ）―加えて外国人戦闘員の場合は本国帰還（ＤＤＲＲ）―、並びに戦争の残骸である爆発物の除去を含む地雷行動に対する支援のための助言及び技術支援を提供することにより、治安状況の安定化を支援すること。

―暫定当局と協力し、ＭＩＳＣＡ及び仏軍と協議の上、ＤＤＲ及びＤＤＲＲのための包括的な戦略を策定すること、また、技術支援を通じたもの並びに地域的及び国際的な利害関係者からの支援を協調させることによるものを含め、その実施を支援すること。

(e) 人権の促進及び保護

―神の抵抗軍（ＬＲＡ）によるいかなるものも含め、中央アフリカ共和国全土において行われている国際人道法違反及び人権侵害を監視し、捜査を補助し、理事会に報告し、また、加害者特定のための努力に貢献し、そのような違反及び侵害を防止すること。

―児童の保護及び女性の保護のためのアドバイザーの配置を通じたものを含め、武力紛争下におけるあらゆる形態の性的暴力を含む、特に児童に対する暴力及び虐待並びに女性に対する暴力を監視し、捜査を補助し、理事会に報告すること。

―技術支援を通じたものを含め、移行期の正義メカニズムを含む国家司法制度及び国家人権組織の能力強化を支援すること、また、適当な場合は、国際調査委員会及び独立の専門家と協調し、国家の和解努力を支援すること。

(f) 決議第二千百二十七号（二千十三年）57及び59の規定に従って設置された委員会及び専門家パネルとの協力

―決議第二千百二十七号（二千十三年）57の規定に従って設置された委員会及び同決議で設置された専門家パネルの任務執行に関する情報を提供することを含め、その能力の範囲内で、同委員会及び同専門家パネルを支援すること。

(g) 国際的な主体との協調

―上記の任務を遂行するに当たり、関係する国際的な主体と協調すること。

3. 国連事務総長に対し、この決議の2の規定で定義された任務の全ての側面を十分かつ迅速に実施するとともに任務の分野で国際的な主体と協調する能力を増強するために、ＢＩＮＵＣＡを至急増強し、提供する財源と知見を大幅に引き上げることを要請し、この関連で、国連事務総長に対し、可能な限り早期に、適切な組織に対して、提言及び必要な財源を提出することを更に要請する。

4. 暫定当局が国家全土において国家の権限を取り戻す必要性を想起し、この文脈で、地方におけるＢＩＮＵＣＡの更なる拡大の重要性を強調する。

5. ＢＩＮＵＣＡと国連カントリーチーム及び平和構築委員会（ＰＢＣ）との緊密な協力の重要性を強調する。

6. 二千十四年一月一日にモロッコ王国から警護ユニットの最初の派遣団が展開されたことを歓迎し、国連事務総長に対し、可能な限り早期の段階で警護ユニットの全ての迅速な展開のための準備を加速するよう要請する。

7. ＢＩＮＵＣＡが、暫定当局及び国家選挙当局と共に、選挙に向けた全ての必要な準備を緊急に行うことの重要性を強調する。

8. 暫定当局が、ＭＩＳＣＡ及び仏軍と協調し、ＢＩＮＵＣＡの支援を得て、武装集団に関連する全ての児童を含む戦闘員の武装解除・動員解除・再統合（ＤＤＲ）及び外国人戦闘員の場合は本国帰還（ＤＤＲＲ）のための包括的な戦略を完成させることの重要性を強調し、この関連で、国連事務総長が、遅くとも二千十四年三月五日までに提出する報告において国連の支援に関する詳細な提案を行うよう要請することを改めて表明する。

9. 暫定当局に対し、ＢＩＮＵＣＡ及び国際的なパートナーの支援を得て、中央アフリカ共和国における小型武器の不法な移転、不安定化を招く蓄積及び誤用に対処することを要請し、これら小型武器の備蓄の確実かつ効果的な管理、保